

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

全国的に人口減少社会が問題となっている中、本市の人口は令和7年2月現在、60万人を超えている。

また、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が65%（約39万人）を占めており、市内には大きな労働力が存在している。

国勢調査（令和2年調査）によると、市内在住の就業者総数（就業地不詳も含む）は、28万人であり、そのうち市内就業者数は11万8千人となっている。

② 産業構造

本市の産業は鋳物、機械関連産業を始めとしたものづくり産業及び植木を中心とする花き生産などの緑化産業に加え、土木、建築、さらには、医療、介護、子育て、福祉関連産業など市民生活に密着した多種多様な企業が集積している。

③ 中小企業者の実態

市内中小企業者は、従来の人手不足等に加え、ウクライナ情勢等の影響による原材料・燃料費高騰など、新たな課題にも直面しており、経営の向上に対する取り組みの足かせになっている状況である。

このような中、市内中小企業者の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、多くの人が働きたいと思えるような企業にしていこうことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

市内中小企業者の生産性向上を図るため、本市は導入促進基本計画を策定し、市内中小企業者の先端設備等の導入を促進する。

また、先端設備等の導入により、労働生産性に関する目標の達成がなされるよう中小企業等経営強化法に定める市内認定経営革新等支援機関に対し、市内中小企業者への積極的なアドバイス及び提案を求めていく。

このことにより、目標値として、先端設備等導入計画の認定事業者数を年間100件、導入促進基本計画の計画期間である2年間で合計200件の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

川口市の産業は、製造業、農業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内経済、雇用を支えていることから、これら幅広い業種の中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、その性質から、市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内の産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、自ら消費する設備及び自ら消費した余剰分の電力を売電するための設備を対象とし、市内中小企業者の事業所等の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

川口市は、幅広い業種の市内中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

川口市の産業は、製造業、農業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内経済、雇用を支えていることから、これら幅広い業種の中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた市内中小企業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の向上が年平均3%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上、4年間の場合は12%以上、5年間の場合は15%以上に資すると見込まれる取り組みであれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものは、認定の対象としない。
- ④ 認定先端設備等導入事業者の計画実施に伴う成果を市内中小企業者に周知し、市内産業全体の労働生産性向上に寄与するため、認定先端設備等導入計画終了後にその成果について報告を求めるほか、必要に応じて成果の発表、事例集等への掲載などに協力を求める。
- ⑤ 原則として市税（市・県民税（普通徴収・特別徴収）、法人市民税、固定資産税、償却資産税、軽自動車税、事業所税）を完納している中小企業者を対象とする。
- ⑥ その他、市長が本計画の趣旨を踏まえ、不相当と判断した先端設備等導入計画は認定の対象としない。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。